

十七 国語の表音符号と仮名遣

(昭和十五年十二月)

橋本進吉

『国語と国文学』(昭和十五年十二月号)に発表されたもので、音声を表すための表音符号の必要を述べ、更に表音符号と仮名遣いとの本質的な相違について説明したものである。橋本進吉(一八八二〜一九四五)は国語学者で、東京帝国大学教授。

一 言語と文字

言語と文字とを明瞭に区別し、言語を文字から離してその本質を明らかにするやうになつたのは、寧ろ近代の事であつて、それまではカの音といふべきをカの仮名と言ひ、助辞を助字と呼ぶやうな、言語そのものと文字との混同は、その道の学者にも屢見る所であり、常人の間では今日も猶両者の差別について明瞭な意識をもつてゐないものが少くない。かやうな事は我が国に限つた事ではなく西洋に於ても同様であつたが、前世紀の後半にいたり、獨逸に起つた所謂「少壮文法学者」ユンクグラムマティケルの一派に於て、言語の本質は音声に意味の結合したものであるとし、文字に書いた言語よりも口に話す言語を重んじ、

これにこそ言語の真生命が宿るとの主張の下に、言語を文字から嚴重に区別して、文字にとらはれる事なく、言語や音声を研究するに至つたのである。

かやうな言語観が明治時代に新たに興つた国語学に採り入れられて、今日までもまだ力を失はないのであつて、その結果として、従来専ら文語を対象とした国語の学問が、口語や俗語や方言もその対象とするやうになり、文字に煩はされて徹底を欠き、時には誤謬に陥る事を免れなかつた国語音声の考察が、直接に音声そのものを観察してよくその真相を明かにするに至つたのであつて、その国語の科学的研究の上に齎した効果は顕著なるものがある。併しながら、音声と意味とを以て言語の本質とする考や、口に話す言語こそ真生命を有するものであるとする説は必ずしも不当でないとしても、動もすれば文字を軽視し言語の上に有する文字の機能や、文字に書いた言語の特質や勢力を看過し又は過小視せしめる弊を生じ易い。これ等の諸点に対する正当な認識なくしては、過去及び現在の国語の事象に対して正当なる解明を施す事も、今後の国語教育や国語問題に対して適切なる対策を樹てる事も到底不可能である。實際、文字が我が国民の生活の上に如何なる価値を有し如何なる役目を果たすかを明かにするのは、我我国語学者に課せられた重大なる課題の一つである。

私は今かやうな重大なる問題について全面的に述べようと

する意志もなく又暇もない。唯、こゝでは音声と文字とは區別して考ふべきものであり、仮名は単なる音声の代表でないとする立場から、音声を表すべき表音符制定の必要とその方法を論じ、且つ表音符と仮名遣との本質的差異を明らかにしたいと思ふ。

二 音声言語と文字言語

現代の国語(即ち日本語)は、その表現手段の上から二種に分つことが出来る。

(一) 専ら音声を以て表現手段とするもの。即ち、耳に訴へる言語であり、言ひ聞く言語である。又口から耳への言語といつてもよい。——音声言語

(二) 文字を以て表現手段とするもの。即ち、目に訴へる言語であり、読み書く言語である。——文字言語

(一)は「はなし言葉」「談話語」「口頭語」などとも呼ばれる。「口語」といつてもよいが「口語文」はこの中に含まないから誤解を避ける為「音声言語」といつておく。(二)は「もじ言葉」「記録語」などの名もあるが「文字言語」と呼んでおく。「文語」といつてもよいが「口語文」をも含む故、避けた方がよからう。

音声言語は専ら音声による言語である。といふのは文字言語にも音声があるからである。文字言語の音声は、文字の「よ

み」といはれるものであつて黙読する時は他人にはわからないうが音読する時は明かに耳に聞える音声となつてあらはれる。それ故、音声言語は音声と意味とが聯合したものである。文字言語は文字と音声と意味とが聯合したものである。かやうに考へれば、音声は文字を表現手段としない言語、文字言語は文字を表現手段とする言語といつてもよい。

以上は現代の国語についてであるが、過去に溯つて考へると、音声言語は勿論日本語の起つた最初から存在し、今日まで伝はつてゐるのであるが、文字言語は漢字が我国に伝はつてから出来たもので、漢文の和訳即ち訓読からはじまり、漢字を以て日本語を写すやうになつて完全に日本の文字言語となり、平安朝以後、平仮名片仮名が出来て、漢字のみで書くものの外に漢字仮名まじり文及び仮名文も出来た。これ等の文字言語は、言語として見る時は、最初から幾分音声言語と違つた点があるものもあつたであらうが、その相違は著しくなく、その後も平安朝の頃までは音声言語の変遷と共に変遷して、両者の間にあまり甚しい差異がなかつた。然るに鎌倉時代以後音声言語は徐々に変化したに拘らず、文字言語は大體平安朝時代の特色を失はなかつた為、遂に談話の時に用ゐる音声言語と、文書や書籍を書く時に用ゐる文字言語との間に大なる差異を生ずるにいたつたのである。これが現代の所謂口語と文語との源流である。明治以後、従来の文語

文の外に新に文字言語の基礎として口語系統の言語が取り上げられて口語文が出来、ここに二種の文字言語が存することになったのである。

江戸時代までは、言語の教育としては専ら文字言語の教育のみであつた。それには読む事と書く事との二つの方向があるが、とにかく、文字の教育が大切とせられて之に主力を注ぐこととなつてゐたのであつて、その余勢は今日に及び、専ら耳に訴へる音声言語の教育は屢その必要を唱へられたにも拘らず、実際に於ては寧ろ閑却せられたのである。

然るに一方明治時代になつて、殊に日清戦争の後、国家意識が高揚せられた時にあたつて、標準語の必要が上田萬年先生を始め識者によつて主張せらるるに至つた。これは、全国に通ずる音声言語であつて、全国の人々が互に出会ひ又は一堂に会する場合に、自由に意志を通ずる手段たるべきもので、音声言語としての日本語がこれまで多くの方言に分裂してゐたので、全国共通の統一的言語が要求せられるにいたつたのである。

それでは以前は標準語のやうな全国共通の言語は無かつたかといふにさうではない。極古い時代は別として、平安朝以来の京都の言語も、正しい言語と認められてゐたにしても全国どこでも通用したのではなく、江戸時代の江戸語も又同様であつたのであつて、音声言語としての標準語又は共通語は

無かつたのであるけれども、それでも全国共通の言語はあつたのである。それは即ち文語である。文語は全国一樣であつて地方的差違はない。さうしてこれは文字言語であるから、文字を解する事が出来るものであれば、どの地の人々でも解し得る性質のものである。そのよみ方は、たとひ同一でないにしても文字さへ同じであれば意味は理解し得るからである。

かやうに異郷の人々の間に意志を通ずる手段としての文字言語に大切なのは、文字の形及びその正しい用法のみである。たとひ文字のよみ方はきまつてゐるにしても、違つた地方の人々が實際に之を読む場合に於てあり得べき音声の相違は問題にする必要は無い。それ故、文字言語に於ては、文字上の統一は期し得られても、音の上の統一は期する事は出来ない。然るに、標準語になると、音声の唯一の表現手段とするものであるから、音声が甚重要なものとなる。もし音声の差が大であれば、言ふ事が相手に理解せられぬか、誤解せられるか、又は少くともをかしく感ぜられる。それ故、標準語としては、その発音を正しくする事が最も大切な事となるのである。

又標準語は違つた方言を話す人々の間に用ゐられるものである故、方言の音の影響を受け易く、その音の全国的統一を保つには異常な努力を捧げなければならない。

三 表音符号

標準語は、前述の如く、方言が土地によつて異なる言語であるに對して、全国一樣に行はるべき共通の音声言語であり、さういふ意味に於て國語を代表する言語である。さうして、あらゆる國民をして正しい標準語を自由に使用し得られるやうにするのが、學校に於ける國語教育の最も重要な目的の一つである。さうして標準語としてはその音声は極めて大切なものである事上述の通りであるとすれば、標準語としての正しい音を教へる事が國語教育の重要な任務の一つである事はいふまでもない。

音声は耳に聞き口に発するものである。之を教へるには正しい音を耳に聞かせて覚えさせる外なく、その為には教師が口づから正しい音を発して幾度も聞かせて之を記憶せしむべきであるが、猶その外にレコードやラヂオなども利用すべきである。實際、発音教授は、正しくは現実に耳に聞える音声によるより外に方法は無いのであるが、音声は、その性質上、その時限りのものである故、その補助として表音符號を用ゐる事も亦甚有益である。これは、又音音符號とも發音符號とも表音記號とも呼ばれ、音楽教授に樂譜を用ゐると同様に、言語の音声をその單位に分解して之を目に見え何時までも残る形に代表せしめて示すもので、音としての言語の構造を明かにすると共に、種々の語に於ける個々の音の異同を明かにし、又、未知の語の發音を知らせる為に有益であつて便

利な手段であり、我國の英語教授に於ては既に採用せられて一般にその効果を認められてゐる方法である。

以上のやうな國語教育の見地からばかりでなく、國語の學問的研究の上から見ても、音声はその性質上、目に見える記號の如きものとは別の世界に屬するもので、その研究は独自の方法によるべきであるが、既にその性質が明かになつた以上は、之を目に見得べき符號で代表せしめれば、國語音声の理解並に取扱に多大の便益を得る事は、音楽の研究に樂譜が有用であるのと同様である。

四 國語に適した表音符號

右のやうな目的の為に用ゐる表音符號は、國語の音を正しく代表するものでなければならぬ。即ち、同一の音はいつも同一の符號で、異つた音はいつも異つた符號で表はし、少しも曖昧な點が無いものでなければならぬ。

表音符號を用ゐて言語の音を表はすには、言語の音を單位に分解して、その一つ一つを一つ一つの符號で書くのが常例となつてゐる。或一定の言語を組立ててゐる音の單位は、比較的少數のものから成立つてゐるもので、その各の單位を示す一々の符號をきめてさへおけば、比較的少數の符號で、その言語にあらはれるあらゆる音の形を表はす事が出来るからである。

言語の音を單位に分解する場合には、標準のとり方によつ

て、大きくも小さくも分けられる。稍大きくわければ音節になり、之を更に小さくわければ単音になる。音節は単音から成立つものであるから、個々の単音を一つ一つの符号で表せば、音節は個々の単音に分解せられて自然に表はされる事となる。

単音を表はす表音符号としては単音文字である羅馬字を利用することが出来るが、羅馬字に改良を加へて、世界のあらゆる言語の音を標記する事を目的とする「インターナショナルフォネティックアルファベット万国音声文字」が音声学者の協議によつて制定せられ、各国の音声学者や言語学者が之を用ゐてゐるのみならず、我国でも現に英語教授に之を用ゐてゐるのであるから、我が国語にも之を採用して、国語の音声を単音に分解して標記すれば、十分にその音声を表はす事が出来る。もし国語の単音で、従来の国際音声文字では標記出来ないものがあるとなれば、新に作つて加へればよい（これは右の音声文字を制定した時、原則として許された事である）。

かやうに国語の音声は、単音に分解して表音符号で示せば示せるのであるが、しかし、さうする事が果して日本語の本性に適したものであるかどうかは考へなければならぬ問題である。普通の日本人が、日本語を音として分解する場合に、誰でもが到達し得る最小の単位は、単音でなくして音節である。更に之を分解して単音にまで到達する事は専門の学

者以外には困難である。我が国語に於ては、一つ一つ同じ長さを有し、同じ時間を占めると考へられる音が発音の基準をなしてゐるのであつて、自分が発音する場合にも、かやうな音をいくつか連続して発音するものと考へ、又他人の発音を聞く場合にも、かやうな音の連続として聞くのである。この事は、我国の韻文の形式が、かやうなもの一定数から成立つてゐる事からも、又、我国で出来た表音文字たる仮名が、かやうなもの一つ一つに相当する事からも明かに知られるのである。これが即ち我国で音節といはれてゐるものである。

實際、右のやうな音単位は、更に単音に分解出来るのであつて、例へばアナ(二音節)はana(三単音)に、アンナ(三音節)はanna(四単音)に分解せられ、「アナ」の「ナ」の最初の単音nとアンナの「ン」のnとは同じ単音であるが、我々はかやうな事を意識せず、ナとンとは全然別な音だと思つて居る。又ナマはnamaであり、アマはamaであつて、両者の相違は単音としてはnの有無だけであるが、我々はさうは考へずナとアとは全く別の音だと考へてゐる。又、アンナ(anna)アンマリ(annari)サンガイ(sangai)のンは、単音としては、それぐmnriであつて、各違つた音であるのに、我々は皆同じ音だと思つてゐる。さうして、ンの場合の如きは、時として、その単音としての音の相違は決して意味

の相違を示してゐない事は、「本の」(ホンノ——honno)「本も」(ホンモ——honomo)「本が」(ホンガ——honnga)の例に於て、ホンのンがそれ／＼違つた音であるにかゝはらず、「ホン」は何れの場合にも「本」の意味を有する事によつても明かである。

以上のやうに、違つた音節の中にも同じ単音があり、同じ音節の中にも違つた単音がある事は事実であるけれども、我々は之を自覚せず、殊に「ン」の如き、之を場合によつて夫々別の音とする事は、我々の言語意識に背く事となるのである。さすれば、日本語は単音まで分解せず、音節を基本単位とみるのが我々の言語意識に忠実なものといふべきである。従つて、表音符号も、一々の音節を表はすものを用ゐるのが適当であらうと思はれる。

音節を示す為の表音符号は、単音を示すものに比して多くの違つた符号を必要とする事は事実であるが、しかし日本語は音節の構造が甚簡單であつて、英語は勿論、支那語に比べても音節の種類はよほど少いから、さほど多くの符号を要しない。のみならず同じ語を音節符号を以て写す場合と、単音符号を以て写す場合とを比べて見るに前者が後者よりも遙に少数で事足りる事は、同じ語を仮名で書く場合と羅馬字で書く場合とを比べて見ても明かであるからして、この点は音節符号の方がよほど便利である。かやうに日本語の場合は音節

符号を用ゐても実用上の不便は無いものと思はれる。(英語のやうに音節の種類が多い言語に於ては、音節符号を用ゐては到底煩に堪へないであらう)

右に述べた如く、日本語の表音符号としては、単音でなく音節を表はす符号が適當であるとするならば、仮名を利用するのが最便利であらうと考へられる。仮名はもと／＼表音文字として、即ち日本語を音によつて表はす文字として作られたものであり、そして原則としてその一つが一つの音節に当るからである。

仮名には平仮名と片仮名と二種類あるが、表音符号に用ゐるには片仮名の方が適當である。片仮名は元來、漢字の傍に附け、漢字と共に用ゐるものとして発生したのであつて、独立してそれだけで日本語を書き記すものとして発達した平仮名とは性質を異にし、その形も独立性に乏しく、むしろ符号的である。さうして、古くから漢字の読み方即ち文字の発音を示す為に用ゐられる事多く、仮名遣の乱れたものも平仮名で書いたものよりも片仮名で書いたものの方に一層多く見える事も、平仮名よりも一層表音的に實際の音を表はした事を思はせる。さうして、かやうな性質は後世に至るも失はれず、談話中の特別な発音や語調を示す為に(「いッそ」「ヤンわり」「いやだワ」など)、又外国語を示す為に、平仮名の文中に片仮名を交へ用ゐたなども、片仮名が實際の発音を示す傾向の

強かつた事を示すものである。かやうな点から見て、表音符
号として用ゐるには、平仮名よりも片仮名の方が数等優れて
ゐると考へられる。

もつとも、片仮名とても仮名であつて、今日まで日本語を
書く文字として一般世間に認められて来たものであり、随つ
てその用ゐ方も仮名遣のきまりに従ふべきものと考へられ来
つたのであるから、之を今新に表音符号として用ゐ、従来の
用法に拘る事なく、純粹に国語の音を代表するものとして、
発音のままに同じ音(我々が同じ音と意識する音)はいかなる
場合でも同じ字で書き、違つた音はいつも違つた文字で書く
こととすれば、従来の正しい書き方と考へられたものとの間
に相違を生じて、或は奇異の感を起させ、或は之を仮名とし
ての正しい書き方と誤解せしめる虞は無いでもないが、しか
し、これは、国語の音声を如実に示す為に、音声の代りに片
仮名を用ゐたものであつて、之を普通の仮名として用ゐたも
のでない事をさへ了解すれば解消すべき問題である。(表音
符号として用ゐた場合と普通の仮名として用ゐた場合とを混
同するのを防ぐ為には、表音符号の場合には特別の書体を用
ゐるとか、又は「」のやうな括弧の中に入れておかして之を
區別する方法はあるであらう)

片仮名を表音符号として用ゐようとするに當つて、之を如
何に用ゐればよいかについては、今日までまだ一般にきまつ

た方式はない。只一二の人々の試みたものがあるばかりであ
る(神保格常深千里両氏の国語発音アクセント辞典に於ける
が如きその一例である)。外国の地名人名等の書き方も、音
を示すといふ点では之に近いものであるが、これは外国語で
ある上に、その書き方も一般的にきまつてゐるとはいはれな
い。結局今日に於ては、仮名を表音符号として用ゐる時のき
まりとして一般的に行はれてゐるものは無いのである。しか
も、標準語の教育は、現今、国の内外共に緊急の要事であ
り、標準語の教育には正しい発音を教へる事が大切であつ
て、その為には表音符号を用ゐる事が有効適切なる手段であ
るとすれば、適當なる表音符号を制定する事は、この際極め
て緊要なる事であるといはなければならぬ。

五 表音符号と仮名遣

今日世に広く用ゐられてゐる国語辞書の中に、発音引のも
のが少くないが、それ等の辞書に於ては見出しの語を仮名書
きにして国語調査委員会で決定した仮名遣案の法式に従つて
書いてゐるものが多い。発音引といつても、音はそのまま直
接に辞書の中に示す事が出来ない故、これ等の辞書は之を仮
名で代表せしめて語の音を示してゐるのであり、その音を示
す方法として所謂表音的仮名遣の一種なる国語調査会の仮名
遣案の書き方を利用してゐるのであつて、畢竟、仮名遣とし
ての法式を表音符号に流用したものである。これを見て、表